

## 長野県立こども病院における研究データ等の保存・開示に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、「長野県立こども病院の研究活動における不正行為の防止等に関する規程」第3条第2項に基づき、長野県立こども病院（以下「本院」という。）における研究データ等の保存について定めるほか、その開示方法等について必要な事項を定める。

### (保存及び開示の原則)

第2条 本院の研究者は、自らが発表した研究成果に対する第三者の検証可能性を担保するとともに、不正が指摘された際に対応できるよう、研究データ等を保存し、及び開示するものとする。

### (用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次に掲げる各号に定めるところによる。

- (1)資料 論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料等（文書（実験ノートを含む）、数値データ、画像など）
- (2)試料等 研究に用いた人体から取得された試料やそれらを用いて作成された標本等

### (保存する研究データ等)

第4条 本院の研究者の研究成果に関する研究データ等として保存するデータ等は、不正行為等を指摘された際に科学的根拠を持って不正行為等が無いことを証明することができると考えられるものを当該研究者が自ら決定するものとする。

- 2 本院の研究者は、複数の研究者と共同で行った研究成果に係る研究データ等について、第1項に規定する観点に準じ、当該研究者が自ら担当した部分について不正行為等が無いことの証明が可能な研究データ等を保存するものとする。

### (保存する研究データ等の管理)

第5条 本院の研究者の研究データ等については、個々の研究者単位で第三者の検証可能性を担保し、不正が指摘された際に対応できるよう、研究成果毎に検索可能な形式で保存し、管理するものとする。

- 2 他機関への異動、定年退職等により本院を離れる研究者の研究データ等については、次条に定める期間、離職前に所属していた部署において、引き続き保存・管理するものとし、保存期間終了後は適切に廃棄するものとする。

### (保存期間)

第6条 研究データ等の保存期間は次のように定める。

- (1) 資料の保存期間は、当該論文等の発表後 10 年間を原則とする。
- (2) 試料等の保存期間は、5 年間を原則とする。
- (3) 前 2 項の規定にかかわらず、法令又は規程等において別に定めがある場合又は合理的な事情がある場合については、この限りでない。

(研究データ等の開示)

第 7 条 研究不正に係る調査等のために病院長より研究データ等の開示を求められた場合は、開示しないことが合理的であると認められる場合を除き、これに応じなければならない。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、研究データ等の保存・開示に関し必要な事項は、別に病院長が定めるものとする。

附 則 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する